



2 大分県版水素サプライチェーンの構築

【現 状】

- ◆ 水素は、カーボンニュートラルの実現に向けて必要不可欠なエネルギーとされており、国内外で水素社会の実現に向けた動きが加速しています。

国は、令和5年に「水素基本戦略」を改定し、水素社会実現に向けた方向性を示しました。具体的な導入目標として、令和12年に300万tに加え、令和22年に1,200万t、令和32年に2,000万tが掲げられるとともに、低炭素水素への移行を促進することも明記されました。
- ◆ 大分県は、豊富な地熱やバイオマスなどの再エネ資源に恵まれ、大手企業による地熱を活用した水素製造実証が行われるなど、水素の製造に優位な環境にあります。県では、水素の製造から輸送・利活用までを県内で一貫して行う「大分県版水素サプライチェーン」の構築に向けた取組を進めてきました。
- ◆ 令和3年度から大分県エネルギー産業企業会内に「水素関連産業分科会」を設置し、県内における水素関連産業の育成に向けた取組を進めています。また、水素ステーションの整備や燃料電池車両の導入に対する助成制度を設けているほか、水素の普及・啓発を目的としたイベントを開催するなど、水素の利活用も促進しています。

【課 題】

- 2050（令和32）年のカーボンニュートラル達成に向けて、国内外で水素社会の実現に向けた動きが加速している中、水素の製造から輸送・利活用までを県内で一貫して行う大分県版水素サプライチェーンの構築に向けた取組をさらに進めていく必要があります。水素の利活用を拡大していくためには、水素の需要と供給をバランス良く創出していくことが必要です。
- 水素エネルギー導入拡大のためには、多額の投資を必要とする設備投資等に対する支援が不可欠です。
- 水素は一般に、天然ガス、褐炭の改質を始め、再エネ由来電気、化石燃料由来電気を用いた水電解など様々な原料や手法により製造することができる資源ですが、水素の導入により、カーボンニュートラルを着実に進めるにあたっては、**低炭素水素***への移行を促進することが求められています。

【これからの主な取組】

- 水素の供給から利活用まで、県内における水素関連産業の育成に向けた取組を推進します。
- 水素ステーションの整備や燃料電池車両の導入を支援します。
- 水素エネルギーの利活用拡大を促進していきます。
- 地熱など再エネ等由来の低炭素水素製造設備の整備に向けた取組を推進します。



- 燃料電池自動車の普及に向けて、水素ステーションの整備や燃料電池車両の導入に対する助成を行うとともに、国の助成制度などの情報提供を行います。
- 重要港湾におけるカーボンニュートラルの実現に向け、関係企業等と連携し、次世代エネルギーの利活用に必要な取組等を記載した港湾脱炭素化推進計画を策定し、実行することにより港湾の脱炭素化を推進します。(再掲)



水素ステーションと燃料電池自動車



H2&FC EXPO 出展の様子

指標項目	単位	基準年度	目標値	
		R5	R10	R15
県内の水素ステーション数(累計)	基	1	3	5



3 エネルギー関連産業の成長促進

【現 状】

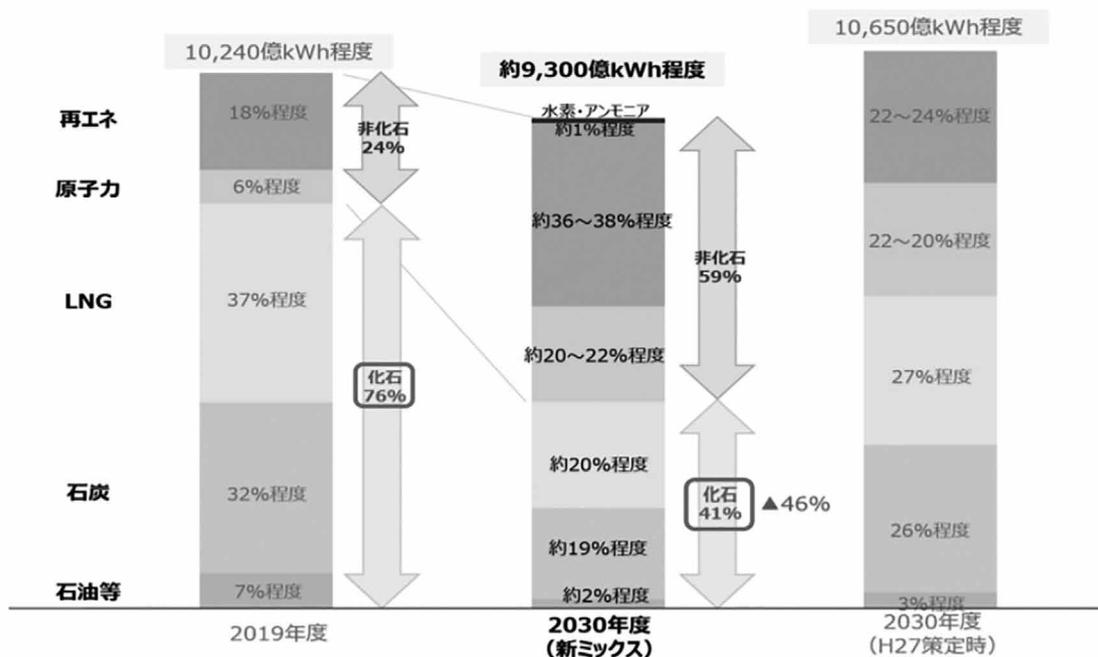
◆新たなエネルギー基本計画

東日本大震災以降、固定価格買取制度の導入とその後の見直し、2050年カーボンニュートラル宣言や水素社会の実現に向けた動きの加速など、エネルギーを巡る情勢は大きな変革の時代を迎えています。

そのような中、令和3年10月に改定された国の新たな「エネルギー基本計画」では、徹底した省エネの更なる追求とともに、再エネの主力電源化を徹底し、最大限の導入を促すことが掲げられています。また、「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」においては、2030年度の温室効果ガス46%削減に向けた野心的な水準として、電源構成で36~38%という再エネ導入目標が示されました。また、令和6年5月には、新しいエネルギー基本計画の策定も始まっています。

地方公共団体においては、エネルギーを巡る大きな情勢を踏まえ、地方が直面する過疎化などの課題を乗り越え、さらに地域や産業に活力を与える新たな社会モデルの構築や実効性のある地球温暖化対策に寄与していくためにも、再エネの導入や省エネ技術の開発・普及などに、積極的・能動的に関わっていくことがこれまで以上に求められています。

また、再エネの導入にあたっては、景観や環境への配慮、地域住民の理解を得ることが重要となっています。



出典：経済産業省 資源エネルギー庁「現在の電源構成の状況と、現行ミックスと新ミックスの関係」

◆エネルギー産業の成長の必要性

令和2年の政府による2050年カーボンニュートラル宣言以降、再エネや省エネなどへの関心がより一層高まってきました。



こうした流れを新たなビジネスチャンスにつながるものと捉え、エネルギー関連産業を県経済を牽引する産業に育てるため、産学官の連携組織である「大分県エネルギー産業企業会」を中心に、研究開発から販路開拓まで幅広い取組を行っています。

特に、カーボンニュートラルに向けて必要不可欠なエネルギーとされる水素については、令和3年度からエネルギー産業企業会内に「水素関連産業分科会」を設置し、水素の供給から利活用まで、県内における水素関連産業の育成に向けた取組を進めています。

◆大分県の取組

本県には、全国に誇る温泉、地熱、豊富な水資源、日照、風、県土の71%を占める森林、家畜など多様なエネルギー源が豊富に存在しています。そして、このような地域資源を活かした発電や熱利用を進めた結果、再エネの自給率は日本トップレベルとなっています（千葉大学倉阪研究室とNPO法人環境エネルギー政策研究所の共同研究レポート「永続地帯2022年度版報告書」）。このような地域特性を十分に活かして、多様なエコエネルギーを引き続き積極的に導入していく必要があります。

本県では、平成13年度に「大分県新エネルギービジョン」を策定(平成22年3月に一次改定)、平成14年度には導入の指針となる大分県エコエネルギー導入促進条例を制定し、再エネに地熱・温泉熱利用などを加えた「エコエネルギー」という本県独自の考え方を定義するなど、早くからエコエネルギーの重要性を認識し、その導入を促進してきました。

平成27年度に「大分県新エネルギービジョン」の2回目となる改定を行い、地域特性を踏まえた更なるエコエネルギーの導入促進の動きを推進していくこととしました。

また、平成16年の景観法の施行に伴い、景観と調和した工作物等の設置について条例等で配慮するよう市町村に要請しています。

さらに、平成30年の大分県環境影響評価条例の改正により、一定規模以上の発電事業を環境影響評価の対象とし、令和3年には、自然環境保全上重要な地域を特別地域として設定し、太陽光発電所の規模要件を強化しています。

【課題】

- 県内における多種多様な再エネ導入の選択肢を広げるため、新たな技術開発やエネルギー関連企業の成長に向けた県内外への販路開拓の支援が求められています。
- 平成24年7月から開始された再エネの固定価格買取制度により、太陽光発電の導入が飛躍的に進みましたが、需給調整のための出力制御の回数が増加していることが課題となっており、今後の導入拡大には、送電網の強化に加え、蓄電池や水素といった調整力の活用など、制度・システムの更なる改革が必要です。また、エコエネルギーは発電のみにとどまりません。本県の特色である温泉やバイオマスを活用した熱利用についても積極的に進めていく必要があります。
- 環境と密接に関わるエネルギーの問題は、行政だけでなく県民一人ひとりが考え、実践することが大切です。そのため、県が率先してエコエネルギー導入と啓発に取り組むだけでなく、



県民、事業者等と協働してエコエネルギーの導入を進めていく必要があります。

- 2050年カーボンニュートラル宣言や水素社会の実現に向けた動きの加速など、エネルギー分野は変革の時期を迎えています。このような機会をチャンスと捉え、企業、大学、研究機関等との連携を図りながら、技術開発や導入コスト低減化による普及拡大を図る必要があります。
- 開発の過程で、自然環境や景観、生活環境との調和が懸念される事態も顕在化しています。エコエネルギーの利用が自然を相手にした取組である以上、導入にあたっては、自然環境や景観、生活環境に関して、導入地域での調和や共生を十分考慮するとともに、地域住民の理解を得る必要があります。

【これからの主な取組】

(1) エネルギー関連産業の事業化の支援

- 地熱・温泉熱、小水力、バイオマス等の本県の強みを活かした再エネの導入促進と県内企業の関連機器・システムの開発から販路開拓の取組を支援します。
- 新たな再エネ導入モデルである「オンサイトPPA」ビジネスへの県内企業の新規参入を促進します。

(2) エコエネルギーの導入支援

① 県有施設へのエコエネルギーの導入の推進

- 大分県エコエネルギー導入促進条例に基づき、県有施設の建設及び維持管理等にあたり、自ら率先してエコエネルギーの導入に努めます。

② 自然環境と共生し、地域の特性に応じたエコエネルギー導入の推進

- 県内における新たな地熱開発を促進するため、地熱開発に対する県民の理解を促進するための取組を行います。
- 既存温泉などを活用した温泉熱発電や熱利用の導入について、引き続き積極的に推進していきます。
- バイオマス（木質資源、家畜排せつ物等）や廃棄物（廃プラスチック、廃油等）をエネルギー源として有効利用を進めます。
- エコエネルギーを賢く使い、地域の活性化に結びつけるスマートコミュニティの形成などへの支援を行います。
- 木質チップ、バーク等を燃料とするボイラー等の普及拡大により、バイオマスの利用を促進し、関連産業の振興を目指します。
- 既存水路等を利用した小水力発電について、地域・農業振興に資する導入を推進します。



農業水利施設を活用した小水力発電（城原井路発電所）

③ 様々な連携によるエコエネルギー導入の推進

- 2050年カーボンニュートラル宣言や水素社会の実現に向けた動きの加速の流れを受け、新たなエネルギーシステムの構築に必要な技術開発に、企業と大学、研究機関との連携により挑戦し、エコエネルギーの導入拡大に貢献します。
- 市町村が行うエコエネルギーの導入、エネルギー導入・活用計画の策定について、適切な情報提供やサポートを行い、エネルギーを軸とした地域や産業の活力創出を図ります。

(3)エコエネルギーの普及・啓発

- 広報誌、広報番組などを始め、各種イベントやエネルギー・環境教育との連携を通じ、エコエネルギー導入の必要性を啓発し、助成制度等の情報提供を積極的に推進します。
- エコエネルギーの導入を推進するNPO^{*}等と相互に連携を図り、エコエネルギーの普及・啓発を図っていきます。

(4)地域に配慮したエコエネルギー施設の設置

- 大規模施設等の建設にあたっては、景観法（条例）、環境影響評価法(条例)、自然公園法、森林法等の法令遵守に関して、事業者への徹底を図ります。
- 事業の実施に際しては、地域の環境との共生や、地元との合意形成を図るよう事業者へ働きかけていきます。

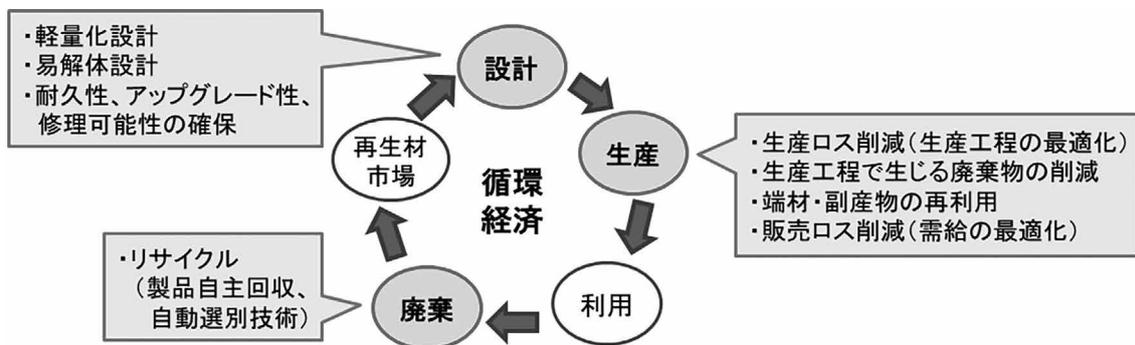


4 ものづくり産業の循環経済への転換

【現 状】

◆世界の潮流・動向

平成27年の国連SDGsの発表以降、国際的に市場や社会からの環境配慮要請は急速に高まっており、企業行動の変革を強く促しています。SDGsの「ゴール12：持続可能な生産と消費（つくる責任、つかう責任）」にも示されているように、世界経済は、従来の大量生産・大量消費・大量廃棄の「リニアエコノミー（線形経済）」から、市場のライフサイクル全体で、資源の効率的・循環的な利用とストックの有効活用を最大化する「サーキュラーエコノミー（循環経済）」へと転換する必要に迫られています。



(参考) 循環経済ビジョン2020 (経済産業省2020.5)

◆国の政策展開

国は、令和2年5月に「循環経済ビジョン2020」を策定しました。これまでの廃棄物・環境対策としての3Rの延長ではなく、国際的な状況や市場の変化を「環境と成長の好循環」に繋げる新たなビジネスチャンスと捉え、循環性の高いビジネスモデルへの転換・事業活動の「資源効率性」の向上を図ることで、産業競争力強化と持続可能な成長を実現するための方向性を示しました。

また、環境制約に加え、資源制約の観点から、循環経済への移行が喫緊の課題であるとし、資源循環経済政策の再構築等を通じた国内の資源循環システムの自律化・強靱化等を目指し、令和5年3月に総合的な政策パッケージである「成長志向型の資源自律経済戦略」を策定しました。

◆大分県の取組

産業廃棄物税*活用事業として、平成18年度から産業廃棄物等の「発生抑制・減量化・再生利用」に資する設備投資を支援しており、県内企業の循環経済への転換による競争力強化の取組を後押ししながら、持続可能なものづくり産業の育成を図っています。



【課題】

- 市場や社会からの環境配慮要請の急速な高まりにより、投資家の投資行動（ESG投資）や消費者の購買行動（エシカル消費）が変容する中、事業活動の持続可能性を高め、中長期的な競争力を確保するため、あらゆる産業において経営戦略及び事業戦略として、「循環性の高いビジネスモデルへの転換」を図ることが重要となっています。
- ものづくり産業においては、資源投入量・消費量を抑えつつ、設計から廃棄段階までを含めたモノのライフサイクル全体を考慮した製品づくりをデザインしていく必要があります。

【これからの主な取組】

- ものづくりのサイクルである「設計・生産・廃棄」の段階における産業廃棄物の「発生抑制・減量化・再生利用」に資する設備の導入により、競争力強化を実現し、持続可能なものづくりに取り組む事業計画を支援します（設備導入の補助、専門家による相談会など）。
- 循環経済に係る最新動向等の情報提供を行うセミナー等を実施します。

指 標 項 目	単 位	基 準 年 度	目 標 値	
		R 5	R10	R15
産業廃棄物再生利用等設備導入支援 件数（累計）	件	86	111	136



第3節 環境への負荷を抑えた循環型社会の構築



1 プラスチックごみなどの廃棄物の排出抑制、循環的利用の推進

【現 状】

◆プラスチックごみによる海洋汚染の現状

私たちの暮らしの中には、プラスチック製品があふれています。プラスチックは様々な用途に使われていますが、他の素材とは違って長期間使用されるものは少なく、使っては捨てるという生産と廃棄を繰り返しています。プラスチックは、天然の素材とは違って自然に土にはかえられないため、生態系や人の健康への影響が懸念されています。

そして、近年、プラスチックごみは増加傾向にあります。県で毎年実施している海岸漂着ごみ組成実態調査の結果によると、海岸の人工ごみのうち、全体の約8割をプラスチック類が占めており、そのうちの約4分の3が陸域由来であるとされています。これは、ポイ捨てなどにより散乱したプラスチックごみが、河川などを通じて海へ流出していることが原因と考えられています。

また、プラスチック破片のうち5ミリ以下のものは**マイクロプラスチック***と呼ばれ、私たちの暮らしの中から流出しています。マイクロプラスチックについては、その発生状況や分布実態、生態系や人の健康への影響について未解明な部分が多いことから、国が調査・研究等を進めています。

◆プラスチックごみ削減の現状

国では、令和元年に「プラスチック資源循環戦略」が策定されたほか、令和2年7月から全小売店でレジ袋の有料化が義務付けられました。また、令和3年には、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が制定されています。

私たちの日々の活動に起因するプラスチックごみによる海洋汚染は、さらに深刻化しています。そうしたことから、おおいたうつくし作戦県民会議及び大分県は、令和5年8月に「**おおいたプラごみゼロ宣言***」を行い、県民・事業者・行政が連携、協力し、このかけがえない自然環境を次の世代に確実に継承するため、新たに発生するプラスチックごみゼロを掲げ、排出抑制、資源循環、適正処理と清掃活動に県民総参加で取り組んでいくことを宣言しました。



令和5年8月おおいたうつくし作戦県民会議



おおいたプラごみゼロ宣言ポスター



◆廃棄物の再資源化の状況

県では、リサイクル製品の販売促進を図るため、一定の基準を満たした製品に対する認定制度を設けており、令和5年度までに383件の製品が認定されています。

県内の産業廃棄物の再生利用率は全国平均よりも高い水準で推移しており、廃棄物の再資源化が着実に進んでいることがうかがえます。

◆食品ロス削減の現状

本来食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品のことを「食品ロス」といい、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において、様々な形で発生しています。国内の食品ロスによる食品廃棄物量は、令和4年度推計で472万t（家庭系食品ロス50%、事業系食品ロス50%）で1人1日、お茶碗1杯分のご飯に相当します。また、一般廃棄物を処理するために、令和3年度の実績で、全国で年間約2兆円、本県でも年間約184億円の費用がかかっています。食品ロスの削減は、家計の負担や市町村の財政支出の軽減、二酸化炭素排出量の削減による気候変動の抑制にもつながります。

そこで、国では、令和元年10月の食品ロスの削減の推進に関する法律の施行に伴い、国、自治体、事業者、消費者等多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減に取り組んでいます。国の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」では、家庭系食品ロス及び事業系食品ロスの両方を2000（平成12）年度比で2030（令和12）年度までに半減させるという目標を設定しており、同様に、本県においても、2030（令和12）年度の目標を、家庭系食品ロス量23,762t、事業系食品ロス量20,111tと設定しています。

県では、国の推計方法を参考に、県内の食品ロス量を推計しました。その結果、令和4年度推計で、家庭系食品ロス量が25,346t、事業系食品ロス量が15,793t、合計41,139tであり、事業系食品ロス量は目標を達成しました。これは、食品ロス削減への意識が高まっていることに加えて、新型コロナウイルスの影響による営業時間の短縮や外出自粛などで外食の機会が減ったことなどが要因と考えられます。県内の食品ロス量は着実に減少しているものの、家庭系食品ロス量は目標に達成しておらず、事業系食品ロス量も特殊な社会状況の影響が大きかったことから、経済が回復していく中でも食品ロスの削減を進められるよう取り組んでいく必要があります。そこで、令和6年度末に国が見直し予定の「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」と足並みを揃え、今後も食品ロス量の削減に向けて取り組んでいきます。

【課題】

- おおいたプラごみゼロ宣言に基づき、県民、事業者、行政が一体となって、プラスチックごみの排出抑制と資源循環等に向けて取り組むとともに、市町村において分別回収、再商品化を進めることが必要です。
- ごみの減量化推進のため、県民の環境意識の醸成や分別収集の促進などが必要です。
- プラスチックごみ対策として、プラスチック製品の使用削減や代替品の導入、リサイクルなど適正処理の普及・啓発を進める必要があります。



- ポイ捨てや不法投棄されたプラスチックごみが、河川等を通じて海域へ流入している状況にあることから、更なる発生抑制を進める必要があります。
- 循環を基調とする地域社会の構築のため、廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3Rに沿った減量化・再資源化を推進する必要があります。
- 廃棄物の種類によっては再生利用が十分進んでいないものがあるため、それらの情報を把握し再生利用を支援することが重要です。
- 資源の有効利用の観点からも、ケミカルリサイクルやマテリアルリサイクルを促進するほか、これらが困難な廃棄物については、化石燃料の代替燃料としてサーマルリサイクルを推進する必要があります。
- 食品ロスの削減に向けて、事業関係者と連携・協働した取組や消費者の意識改革など事業者と消費者の双方に向けた対策が必要です。

【これからの主な取組】

(1)プラスチックごみ対策の推進

- おおいたプラごみゼロ宣言に基づく県民、事業者、行政が一体となった実効性のある対策を推進します。
- プラスチック削減に取り組む事業者をおおいたグリーン事業者として認証し、代替品の導入促進など、プラスチックごみの排出抑制の推進を図ります。



おおいたグリーン事業者
認証制度

おおいたグリーン事業者認証制度ロゴマーク

- プラスチックごみの削減行動に対する環境アプリのポイント付与やペットボトル回収による参加型啓発運動、民間団体と連携したごみ拾い大会の実施などを通じて、プラスチックごみ削減行動の促進や県民意識の醸成を進めます。
- 県全体でプラスチックごみの分別回収が進むよう、市町村と連携・協議していきます。
- 「大分県きれいな海岸づくり推進計画」に基づき、海岸ごみの円滑な処理やごみの発生抑制とポイ捨て・不法投棄の防止に取り組めます。
- ボランティアなどによる海岸清掃活動によって、収集されたごみの回収・処理の支援体制づくりを一層進めます。
- 小学生向け海ごみ学習用冊子の作成や「グリーンアップおおいたアドバイザー^{*}」の派遣、ホームページや各種メディア等を活用した広報により県民への意識啓発を図るとともに、分



かりやすい情報提供に努めます。

(2) 県民や事業者に対する3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組

- 限りある資源を未来につなぐため、3R推進に向けた普及・啓発、情報提供等に取り組みます。
- 使えるものは修理して大切に使う、リユースの普及・啓発を推進するため、各種製品を修理する店舗の情報提供を行います。
- 排出される廃棄物の情報と廃棄物の再生利用のニーズを把握し、マッチング活動の充実により、再生利用の取組を促進します。
- 再生資源を有効利用したリサイクル製品のうち、県内で製造された優れた製品を「大分県リサイクル認定製品」として認定し、製品の積極的な利用を促進します。
- 県が認定したリサイクル製品について、県が率先して利用するとともに、パンフレットの作成等によるPRを行い、普及促進を図ります。



まちの修理屋さん登録ステッカー



大分県リサイクル認定製品パンフレット

(3) 食品ロス削減の推進

- 消費者、事業者、行政等の連携による大分県食品ロス削減推進協議会を開催し、食品ロス削減に向けた取組の推進を図ります。
- 食品表示法に基づく食品表示基準に定められた「消費期限」「賞味期限」の本来の定義の理解及び適正な食品の取扱いが進むよう、消費者に周知を図っていきます。
- 消費者に対して、外出時の料理の食べきりを促す「30・10運動」や家庭ですぐ食べる食品は消費期限・賞味期限が近いものから購入することを促す「てまえどりキャンペーン」の実施などにより、食べ物を無駄にしない意識の醸成を図ります。
- 食品小売店等にポスターを掲示し、少量パック、ばら売り、量り売りなどを活用し、食材をおいしく食べきることを呼びかける「食べきりキャンペーン」の実施などにより、家庭での食べ残しを減らす取組を進めます。



- 賞味期限の迫った商品の割引販売などを行う「食べきり応援店」や小盛りメニューの設定などを行う「食べきり協力店」を登録し、事業者と連携した売れ残りや食べ残しを減らす取組を進めます。
- 県民が食品ロスについて学習できるよう、グリーンアップおおいたアドバイザーや食育人材バンク講師による講演や研修を実施します。
- 食品関連事業者などから未利用食品等の寄贈を受け、こども食堂等を通じて福祉施設や食に困っている方々に食品を提供するフードバンクの充実に向けて、活動の意義や取組内容の周知を図ります。

指標項目	単位	基準年度	目標値	
		R5	R10	R15
おおいたグリーン事業者認証制度登録件数（脱プラスチック部門）（累計）	件	23	42	54
大分県リサイクル認定製品数（累計）	件	383	408	433



2 廃棄物の適正処理の推進

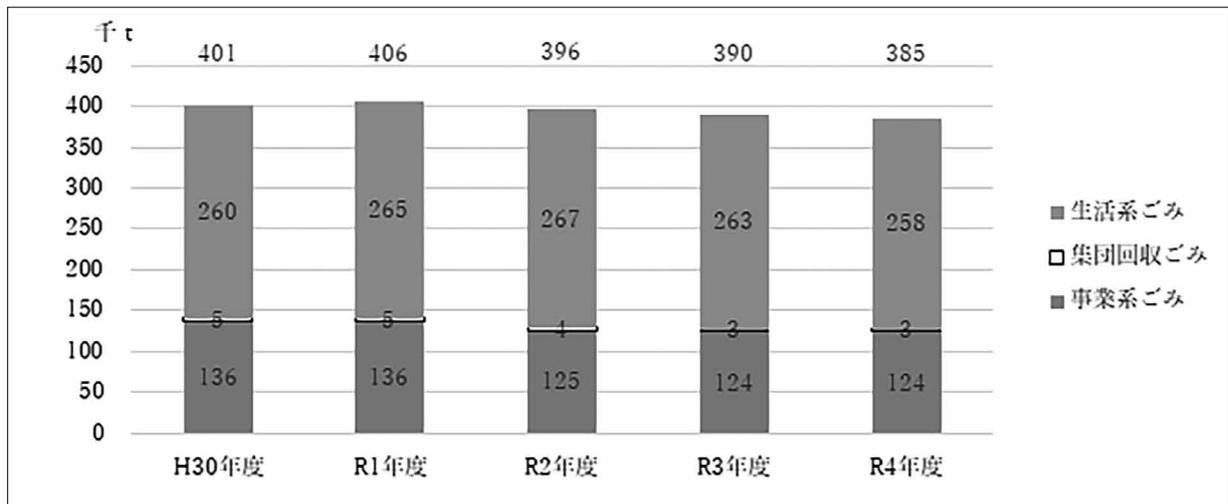
【現 状】

◆一般廃棄物の処理の状況

一般廃棄物の排出量は平成30年度の40万1千tに対し、令和4年度が38万5千t、リサイクル率も平成30年度の18.7%に対し、令和4年度が18.3%とわずかに減少傾向にあります。

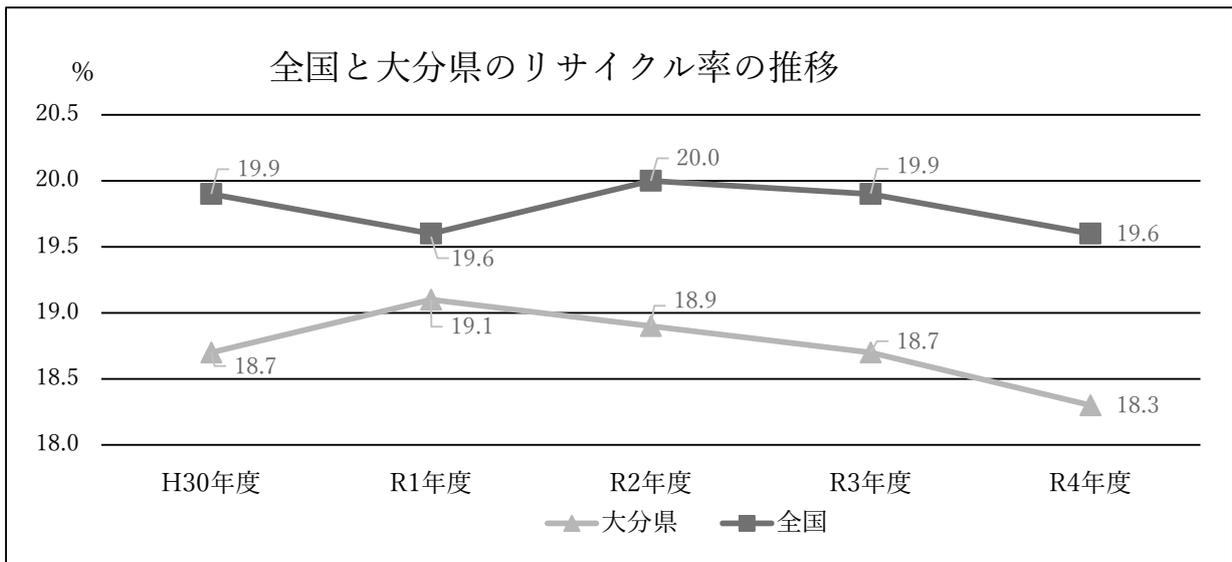
また、最終処分量は、平成30年度は約29,500tに対し、令和4年度は約25,000tと減少傾向にあります。

【県内のごみ総排出量の推移】



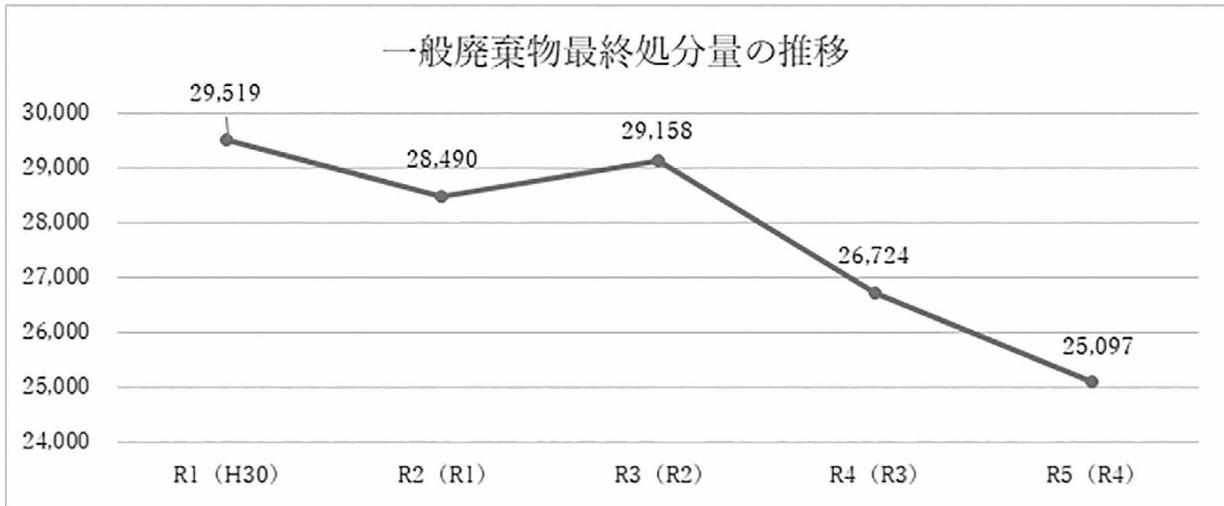
※端数処理のため、計算が一致しない場合がある。

【全国と大分県のリサイクル率の推移】





【一般廃棄物の最終処分量の推移】

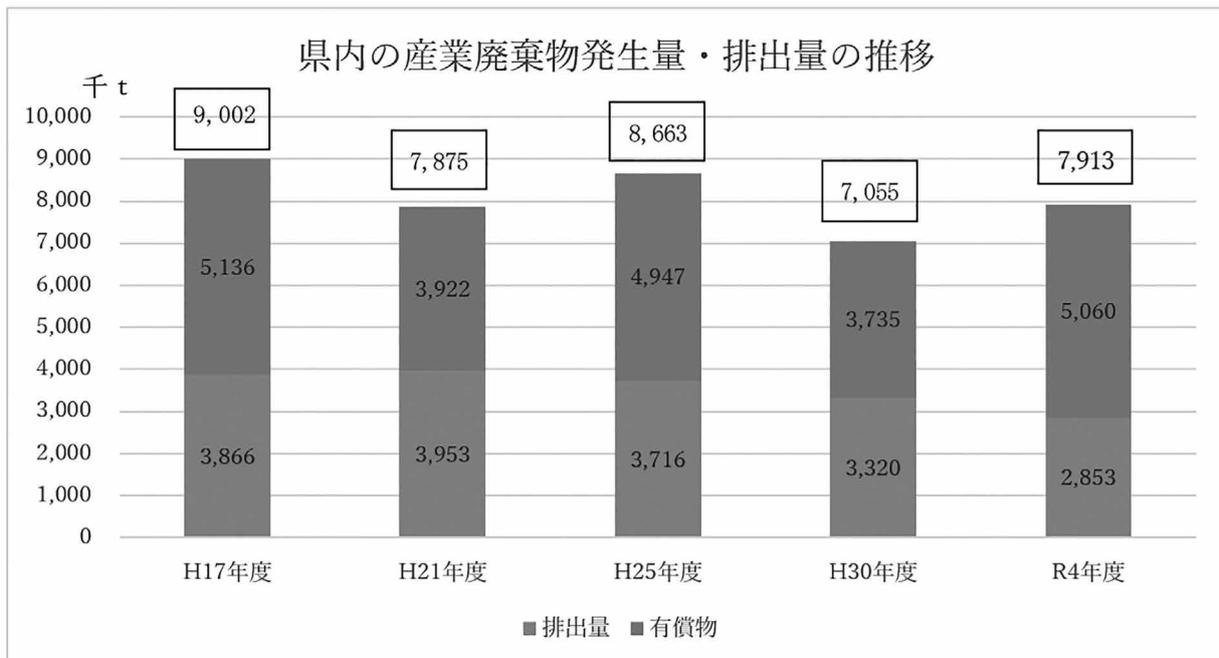


◆産業廃棄物の処理の状況

産業廃棄物の排出量は平成30年度の332万tに対し、令和4年度が285万3千tと減少傾向にあります。リサイクル率は、平成30年度が73.7%、令和4年度が70.1%と全国平均（令和4年速報値：54.7%）を上回っています。

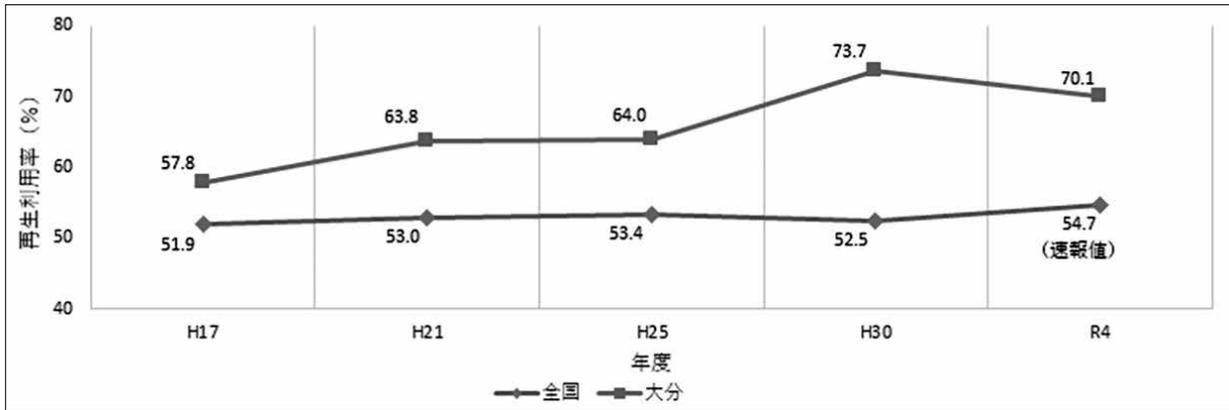
また、再生利用量を種類別にみると、動物のふん尿が772千t（38.6%）で最も多く、堆肥として再生利用されています。最終処分量は、平成30年度は約81,000tに対し、令和4年度は約70,000tと減少傾向にあります。

【県内の産業廃棄物発生量・排出量の推移】

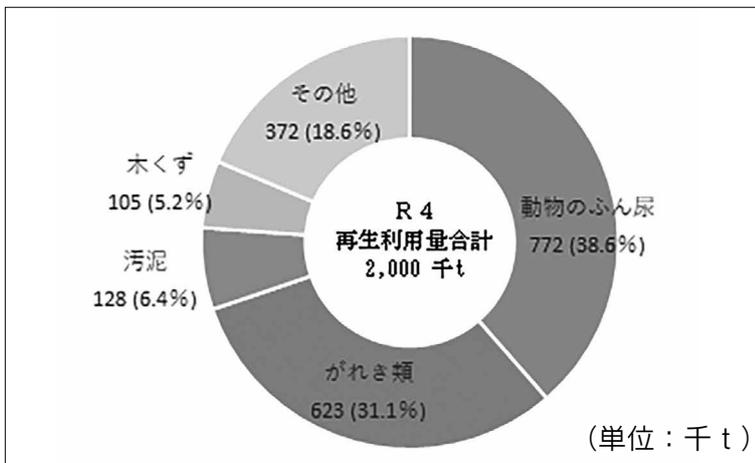




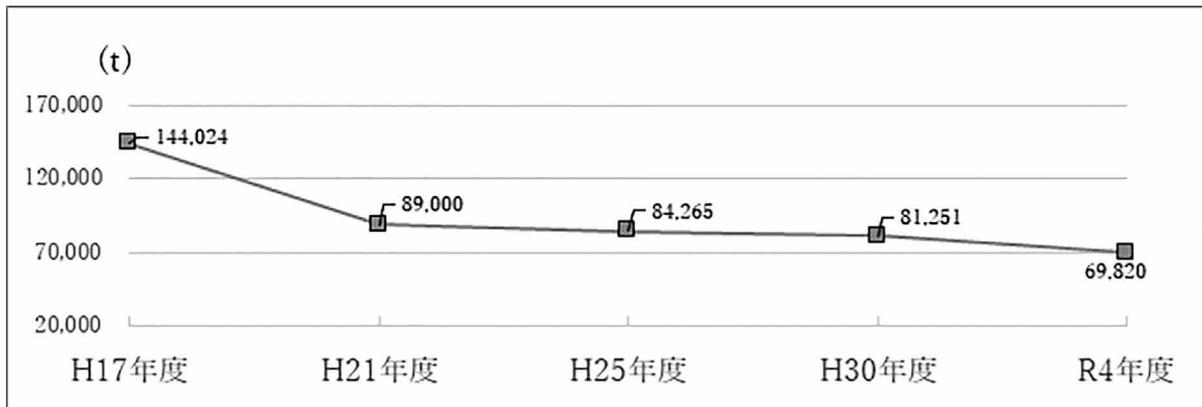
【全国と大分県の産業廃棄物の再生利用率の推移】



【大分県の産業廃棄物種類別の再生利用量】



【大分県の産業廃棄物の最終処分量の推移】



◆産業廃棄物の適正処理の推進

産業廃棄物監視員による産業廃棄物処理施設等への巡回監視や指導、ヘリコプターやドローンによる上空からの監視、最終処分場やその周辺等における水質検査などを行い、産業廃棄物の適正処理の推進を図っています。

◆産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の状況

平成30年度と比較して、令和4年度の県内での不法投棄件数は66件（平成30年度：67件）、苦



情処理件数は43件（平成30年度：37件）となっており、産業廃棄物の不適正処理等は依然として後を絶たない状況にあることから、効果的な防止対策が必要となっています。

◆産業廃棄物税の活用

産業廃棄物の排出抑制やリサイクル促進等適正な処理の推進を図るため、平成17年度から産業廃棄物税を導入し、その税収は「排出抑制・再生利用の推進」、「適正処理の推進」、「基盤整備の推進」及び「啓発広報の推進」の4つの使途に活用しています。

◆バイオマス資源の利活用

バイオマスは、広く薄く存在し、集積効率が低いものが多いため、地域のバイオマス資源の賦存状況及び利用可能性を把握しながら、地域分散型の利用促進を進めています。近年は、バイオマスエネルギーへの利用として、木質系バイオマスの利用が進んでいます。

◆災害廃棄物の発生状況

大規模災害に伴い災害廃棄物が大量に発生する傾向にあります。

【課題】

- ごみ焼却施設、リサイクルプラザ、最終処分場等の一般廃棄物処理施設の広域的・計画的な整備を図る必要があります。
- 目的税としての産業廃棄物税の活用を図り、産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等の促進と更なる再資源化の推進のために循環産業を牽引する優良産廃処理業者の拡大が必要です。
- PCBによる環境汚染防止のため、処分期限に合わせ低濃度PCB廃棄物の早期処分・使用中の処分協力を進める必要があります。
- 周辺住民の不安を除くため、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の早期発見と迅速な対応により、適正処理を推進する必要があります。
- 廃棄物系バイオマスについては、家畜排せつ物から生産される堆肥の需給バランスを保つとともに、原・燃料としての利活用を促進する必要があります。
- 未利用バイオマスについては、稲わら・もみ殻・麦わら、間伐材等の更なる利活用の促進に向け、資源の収集コストの低減や、集荷体制の確立が必要です。
- 大規模災害に伴い大量に発生する災害廃棄物は、生活環境の悪化を招くだけでなく、復旧・復興の妨げとなることから、迅速かつ適正な処理体制を整備することが不可欠です。



【これからの主な取組】

(1) 廃棄物適正処理の推進

① 一般廃棄物の処理体制の整備

- 市町村等における事業系一般廃棄物の収集・運搬の形態、分別収集の状況、適正処理困難物の受入状況などを調査するとともに、焼却灰のセメント原料化の促進など、市町村等が行う減量化・再資源化への取組を支援します。



ごみ処理施設の焼却灰をセメント原料化する施設

② 一般廃棄物の広域処理の推進

- ごみ焼却施設、リサイクルプラザ、最終処分場等の一般廃棄物処理施設の計画的な整備及び広域処理に向けた働きかけを行います。

③ 廃棄物の発生抑制と減量化・再資源化の推進

- 産業廃棄物税の税収を基金として積み立て、循環産業を牽引する企業の育成等に活用します。
- 公共事業を中心としたリサイクル推進体制を整備し、「大分県建設リサイクルガイドライン^{*}」に基づき、**建設副産物^{*}**の発生抑制、減量化、再資源化に努め、再生材の利用促進を図ります。
- 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）に基づき、特定建設資材について分別解体及び再資源化等を推進し、資源の有効利用の確保と廃棄物の適正処理を図ります。
- 太陽光発電設備等の廃棄に備え、国の動向等を注視するとともに、先進的な処理事業者のリサイクル技術の視察や紹介、計画的な廃棄等費用の確保の指導を実施するなど適切に対応していきます。

④ PCB廃棄物の適正処理の推進

- PCB廃棄物等の掘り起こし調査を進め、新聞等の広報活用、保管者に対する立入検査と合わせて適正処理の推進に努めます。



⑤ 産業廃棄物の不法投棄・不適正処理対策の推進

- 不適正処理を防止するため、産業廃棄物監視員による立入検査を徹底するなど、監視指導体制の強化を図ります。
- 地上からは産業廃棄物監視員による巡回、AIカメラ^{*}による監視、防護フェンスの活用などによる不法投棄防止対策の強化、上空からはヘリコプターによるスカイパトロール^{*}やドローンの活用などによる監視指導の強化を実施し、不法投棄の早期発見に努め、悪質なケースに対しては厳正に対処します。

⑥ 地域住民の不安解消のための措置

- 産業廃棄物処理施設設置者と周辺住民との協議や説明会の開催などにより、相互理解を促進します。
- 県民の安全な生活環境の確保と環境保全に寄与するための地域環境保全基金を活用して、不法投棄者が明らかでない場合などの原状回復等に備えます。
- 県外産業廃棄物の無秩序な流入を抑制するため、大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例に基づき、事前協議と環境保全協力金の制度を適正に運用して住民の生活環境の保全に努めます。



↑ 着工前



↑ 着工後

産業廃棄物税を活用した処理施設周辺の環境整備事業

⑦ 優良産廃処理業者認定制度の普及

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく「優良産廃処理業者認定制度^{*}」及び平成26年度から県独自にスタートした「おおいた優良産廃処理業者評価制度^{*}」の普及を図ります。
- 両制度を普及することで処理業者全体のレベルアップを促進し、排出事業者がより適切に処理委託できる環境を整備していきます。

(2) バイオマス等の循環資源の利活用

① 地域資源の総合的な利活用の推進

- 畜産農家から排出される家畜排せつ物は、堆肥化して耕種農家との連携により耕作地へ還元し、豊かな土作りのための資源として循環させていきます。
- 令和6年4月現在、県内7市町（日田市・佐伯市・竹田市・杵築市・宇佐市・九重町・



玖珠町)においてバイオスタウン構想を策定し、また4市(佐伯市・臼杵市・竹田市・国東市)においてはバイオマス産業都市に認定されています。これらの市町だけでなくその範囲を超える広域的なバイオマスの利活用を推進します。

② 都市と農山漁村との連携による利活用の推進

- 建設廃材・廃木材・古紙・間伐材などの木質系バイオマスについては、大分市にある製紙工場、津久見市にあるセメント工場や日田市等にある木質バイオマス発電所等と農山漁村とが連携して、原・燃料としての利用を促進し、温暖化対策に寄与するとともに農山漁村の活性化を図ります。



木質バイオマス発電所(日田市内)における未利用木材等の利用拡大

③ 産学官・県民連携による利活用の推進

- 産学官の連携により、バイオマスを含む再エネ利用のための研究開発を推進していきます。
- 地域資源の有効活用に向け、食品製造事業者等から発生する有用な食品残さ等を活用した畜産経営への転換を図ります。

(3)災害廃棄物処理体制の整備

- 研修を通じた市町村職員等の育成や各種支援協定に基づく連携の充実・強化により実効性の高い災害廃棄物処理体制を整備します。
- 必要に応じ、県及び市町村の災害廃棄物処理計画の見直しを行います。

指標項目	単位	基準年度	目標値	
		R5	R10	R15
一般廃棄物の最終処分量	t	25,097 (R4)	22,000 (R9)	19,200 (R14)
産業廃棄物の最終処分量	t	69,820 (R4)	61,300 (R9)	59,300 (R14)



3 大気環境対策の推進

【現 状】

◆大気汚染

本県の令和5年度における大気汚染の状況は、一般環境大気測定局における二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、PM2.5（微小粒子状物質）*及び一酸化炭素については、環境基準*を達成しています。

しかしながら、光化学オキシダント*については、全測定局で環境基準を未達成であり、令和元年度には緊急時の発令(注意報)を行いました。以降、県内で緊急時の発令(注意報)はありませんが、全国での注意報等の発令延べ日数は、近年は横ばい傾向で推移しています。

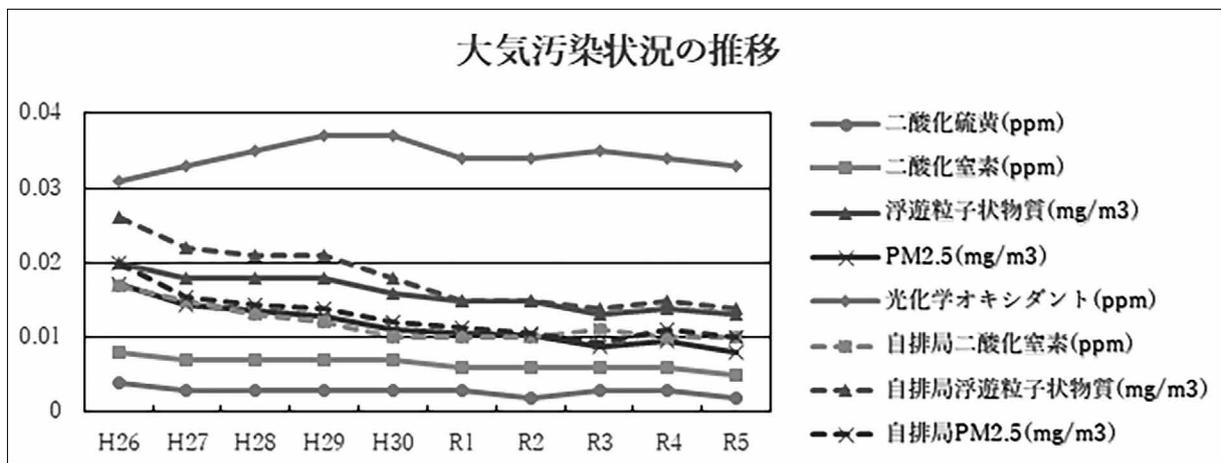
また、PM2.5については、令和6年4月19日に大陸からの黄砂による越境汚染の影響により、濃度が暫定指針を超過すると予想されたため、中津・宇佐地域に対して注意喚起を行っています。

自動車排出ガス測定局では、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、PM2.5及び一酸化炭素の全ての項目で環境基準を達成しており、減少又は横ばい傾向で推移しています。

ベンゼン、トリクロロエチレン等の有害大気汚染物質（21物質）については、現在のところ、1地点において1，2-ジクロロエタンが指針値を超過していますが、それ以外については環境基準や指針値を達成しています。

大気汚染物質の主な発生源である工場・事業場の数及び自動車等の数は横ばい傾向にあります。

【大気汚染状況の推移】



◆酸性雨

工場や自動車などから排出された硫酸化合物や窒素化合物が溶け込んだ酸性の強い雨で、pH(水素イオン指数) 5.6以下のものを通常、酸性雨と呼んでいます。

酸性雨については、湖沼や河川の酸性化による魚類等への影響、土壌の酸性化による森林への影響、建造物や文化財への影響等が懸念されています。

東アジア地域では、大気汚染等の深刻な環境問題を抱えつつ経済が急速に発展しており、酸性雨を含む越境大気汚染とそれに伴う人、生態系等への影響が懸念されています。



環境省は、日本の酸性雨の実態及びその影響を明らかにするため、昭和58年度に酸性雨対策調査を開始し、これまで大気、土壌・植生、陸水の各分野で酸性雨モニタリングを実施してきました。

これまでの酸性雨モニタリングの結果、欧米並の酸性雨が見られること、冬季に日本海側で酸性成分が増加する傾向にあることなどが確認されています。日本における酸性雨による生態系等への影響は、現段階で必ずしも明確となっていませんが、一般に酸性雨による土壌・植生、陸水等に対する影響は長い期間を経て現れると考えられているため、現在のような酸性雨が今後も降り続けるとすれば、将来、酸性雨による影響が顕在化する可能性があります。

本県においては、昭和60年度から酸性雨調査を開始し、近年における数値はpH4.7前後と大きな変化はありません。

◆石綿（アスベスト）

石綿は、不燃性、耐熱性及び耐腐食性等の優れた性質から、平成18年9月1日に製造・使用が原則禁止されるまで、多くの建築物の建材として使用されてきました。

石綿の繊維は、肺線維症（じん肺）、悪性中皮腫及び肺癌の原因となることが知られており、建築物等の不適切な解体等工事で石綿が飛散することによる健康影響が懸念されています。

国土交通省の推計によれば、吹付け石綿等を含む建築材料を使用している可能性のある鉄骨造・鉄筋コンクリート造の民間建築物の解体工事件数は令和10年頃にピークを迎えるとされており、大気汚染防止法の改正によって令和4年4月1日から一定規模以上の解体・改造・補修工事は、石綿の使用状況を調査した事前調査結果を県等に報告することが義務付けられました。

なお、令和5年度の県内における事前調査結果報告では、2,819件の解体等工事のうち1,332件（47%）で石綿が使用（みなしを含む。）されていました。

また、大規模災害発生時には建築物等が倒壊・損壊し、石綿の露出による飛散のおそれもあります。

◆騒音・振動・悪臭

道路に面する地域の騒音については、近年は環境基準に適合する地域が97%以上であり、達成率は横ばい傾向です。

また、航空機騒音については、全ての調査地点で環境基準に適合しています。

騒音に関する苦情は、公害苦情件数の中で毎年高い割合を占めており、建設作業及び工場・事業場を発生原因とするものが大きな割合を占めています。

振動に関する苦情は少ないものの、建設作業に伴う振動や道路交通振動に対して、一部苦情が寄せられています。

悪臭に関する苦情も、公害苦情件数の中で毎年高い割合を占めており、個人住宅等（野外焼却・浄化槽）、畜産業に起因するものが大きな割合を占めています。

【課題】

■ PM2.5など越境大気汚染物質の移流による大気環境の悪化等が懸念されるため、引き続き適



切な大気常時監視体制の整備を行う必要があります。

- 窒素酸化物、炭化水素等の光化学オキシダントの原因物質や1, 2-ジクロロエタン、ベンゼンなどの有害大気汚染物質の排出抑制を図る必要があります。
- 酸性雨の監視・観測を注意深く続けていくとともに、その対策についての調査研究を推進していく必要があります。
- 建築物等の解体・改造・補修工事では、石綿事前調査結果や掲示の不備が散見されており、現場の監視・指導を強化し、石綿による大気汚染の防止を図る必要があります。
- 道路に面する地域の騒音の環境基準達成率の向上のため、交通管理も含めた総合的な環境整備対策を行う必要があります。
- 騒音・振動に係る主な苦情発生源である工場・事業場及び建設作業の騒音・振動の防止対策の指導を推進する必要があります。
- 悪臭苦情は、畜産業に起因するものが多いことから、ふん尿の適正処理等の指導を行う必要があります。

【これからの主な取組】

(1)大気環境保全対策の推進

① 固定発生源対策の推進

- 大気汚染防止法に基づく規制基準の遵守について、大規模な事業場を中心に、地域特性に応じた監視・指導の強化を図るとともに、ばい煙処理施設の設置促進を図ります。
- 工場・事業場におけるエネルギー利用の効率化や良質燃料への転換など、大気汚染物質排出量の削減指導に努めます。
- 大気汚染物質の排出抑制対策を総合的に推進するため、排出実態の的確な把握に努めます。

② 自動車排出ガス対策の推進

- 交通管制システムの整備拡充、交差点の改良、バイパスの整備、多車線化など交通体系の整備を推進し、交通流の分散、円滑化を図ります。
- 沿道には大気浄化機能を有する緑地帯を設置するなど緩衝空間の確保に努めます。
- 公共交通機関の利用促進を始めとする交通需要マネジメント（TDM）により渋滞緩和対策の促進を図ります。
- 公共交通のEVシフトを促進します。
- 自転車活用推進法による自転車活用推進計画に基づき、自転車の活用促進のための自転車通行空間の整備を推進します。



歩行者・自転車・自動車分離された自転車道の整備事例

③ 大気環境監視の充実と緊急時の連携強化

- 県内各地における大気環境の状況を的確に把握するため、PM2.5等の常時監視体制の充実を図ります。
- PM2.5成分分析を実施した結果、県内において地域に応じた特徴があることが示唆されたため、発生源となりうる工場・事業場に対し、地域特性を考慮した監視・指導を行います。
- 光化学オキシダント等に係る大気汚染緊急時には、被害の発生を防止するため、関係機関及び関係工場と連携し、迅速かつ的確な対応に努めます。



PM2.5成分分析サンプラー

④ 有害大気汚染物質による汚染の未然防止

- 健康への影響が懸念されている重金属や有機塩素系溶剤、ダイオキシン類等の有害大気汚染物質について、その排出実態の把握と大気環境中の濃度の監視体制の整備充実を図ります。



- 有害大気汚染物質については、代替品への転換やクローズドシステム^{*}への変更等による排出量の削減や適正使用等に関する指導の強化を図ります。
- 未規制の大気汚染物質についても情報の収集整備に努めるとともに、処理施設の設置、生産工程の見直し等により排出量の抑制を指導します。

⑤ 大気環境の保全に関する調査研究の推進

- 大気汚染防止技術や汚染予測手法等の調査研究を推進します。
- PM2.5の発生源の割合を推計するため、成分分析の調査研究を推進します。

⑥ 酸性雨対策

- 酸性雨による被害を未然に防止するため、工場・事業場等から排出される硫黄酸化物・窒素酸化物や自動車から排出される窒素酸化物などの酸性雨原因物質の大気中への排出抑制対策を推進します。
- 酸性雨の実態を把握するため、環境モニタリングを進めるとともに、森林や湖沼、土壌に対する影響や酸性雨発生メカニズム等についての調査研究を推進します。

⑦ 建築物の解体工事等による石綿飛散防止対策の推進

- 建築物等の解体・改造・補修工事現場について、監視体制の強化を図るとともに、土木建築部及び労働基準監督署と連携して、適切な石綿事前調査の実施と作業基準の遵守を指導し、石綿の飛散防止を図ります。
- 大規模災害発生時に適切な飛散・ばく露防止対策をとれるよう、平時から体制を整備し、的確な初動・応急対応に努めます。

(2)地域の生活環境保全対策の推進

① 道路交通等の騒音・振動防止対策の推進

- 道路交通による騒音・振動を防止するため、沿道の状況に応じて低騒音効果のある排水性舗装を敷設するとともに、交通流対策等の総合的な対策を推進します。
- 鉄道、バス、航空機等公共輸送機関に係る騒音・振動については、市町村と連携し、発生源の低減化対策や周辺への防音、防振対策に努めるよう指導します。
- 自動車騒音について、市と連携して環境基準の達成状況を把握するとともに、騒音・振動測定に係る市町村への技術的な支援を行います。

② 工場・事業場、建設作業等の騒音・振動防止対策の推進

- 市町村と連携し、工場・事業場及び建設作業等に係る規制基準が遵守されるよう指導するとともに、騒音・振動測定について技術的支援を行います。また、日常生活や規制区域外で生じる騒音・振動についても、発生防止の指導に努めます。
- 騒音・振動の発生を低減するため、低騒音・低振動型の産業機械や工法の導入、深夜・早朝作業の回避等の指導に努めます。
- 用途に応じて適正な土地利用への誘導を行い、静穏で快適な住環境の確保に努めます。



- 騒音・振動発生施設周辺においては、緩衝帯の設置などにより、騒音・振動被害の軽減に努めます。

③ 工場・事業場の悪臭防止対策の推進

- 市町村へ技術的な支援を行うとともに、市町村の実情に応じた規制方法の導入を促し、悪臭公害の防止を図ります。
- 住工混在地区については、発生源対策のほか、適正な土地利用への誘導を行い、悪臭のない住環境の確保に努めます。
- 畜産業については、ふん尿の適切な処理等による悪臭防止対策の指導に努めます。

指 標 項 目	単 位	基準年度	目標値	
		R 5	R10	R15
PM2.5の環境基準達成日率	%	100	100	100
光化学オキシダント環境基準達成時間率	%	95.2	96.5	98.0
対策を講じた主要渋滞箇所数(累計)	箇所	29	35	43
解体作業等における石綿大気濃度適合率	%	100	100	100
道路交通騒音の環境基準達成率	%	97.5 (R 4)	97.8	98.0



4 水・土壌・地盤環境対策の推進

【現 状】

◆水環境

本県の公共用水域の水質の現状を水質汚濁の代表的な指標である**生物化学的酸素要求量 (BOD)^{*}**と**化学的酸素要求量 (COD)^{*}**でみると、環境基準の達成率は、令和4年度は河川が93.0%、海域が94.7%でした。

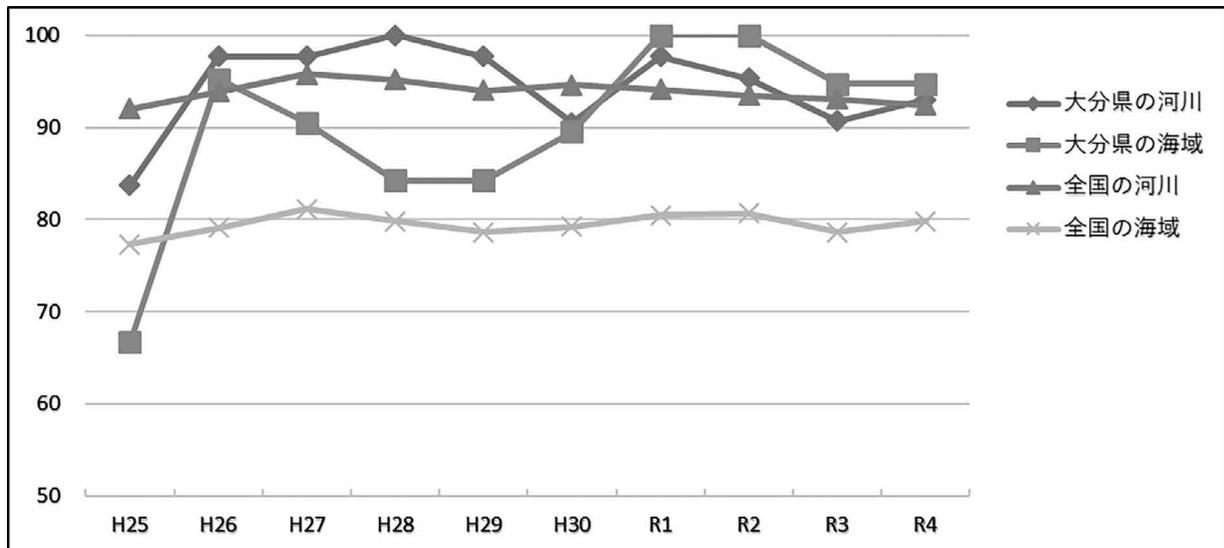
水域に流入する汚濁負荷量を発生源別の割合で見ると、令和3年度は生活排水38.4%、産業排水43.6%、その他（畜産排水等）が18.0%となっています。海域については、大部分が広域的な閉鎖性水域である瀬戸内海に属し、赤潮の発生など湾・灘ごと、季節ごとに抱える課題があります。

人の健康の保護に関する環境基準（ヒ素など27項目）については、地質等の影響により4河川で環境基準を超過しています。

地下水の水質については、一部の地域においてテトラクロロエチレンや硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素などの項目が環境基準を超過しています。

また、**ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS)^{*}**及び**ペルフルオロオクタン酸 (PFOA)^{*}**等の**要監視項目^{*}**の測定も行っており、公共用水域については指針値を満たしています。

【水質環境基準達成率の推移】



県内の河川の水質は、総じて近年おおむね良好に推移しているものの、一部の河川では「昔のように魚が泳いでいない」、「ホタルがいない」等の声があります。

また、都市化の進展、農地の減少、森林の手入れ不足などによる地下水のかん養能力の低下やライフスタイルの多様化等に伴う水需要の増加により、地下水を中心に自然の水循環系の変化が懸念されており、山から川、そして海等の流域や湾域全体を視野に入れて、水循環に関する総合的な施策の実施や、県民、事業者、行政等が連携した多様な取組が望まれています。



◆土壌・地盤環境

本県では、県民の健康を保護し、生活環境を保全するため、地下水の監視、農用地等の調査を通じて、土壌汚染防止に取り組むとともに、人の健康を損なうおそれのある農作物の生産・流通の防止に努めています。

しかし、地下水から有害物質が環境基準を超えて検出されることもあり、土壌汚染が懸念される地域も確認されています。

また、地域以外からの土砂等をたい積する行為に対しては、土壌の汚染や水質の汚濁等を未然に防止するため、県や市町村で条例を制定し、規制を行っています。

地盤沈下については、全国的には地下水の過剰な採取による地盤沈下とこれに伴う被害の著しい地域がみられますが、本県では事例はありません。

【課題】

- 一部河川でBODの環境基準が未達成のため、水質汚濁の原因の一つである生活排水対策を推進する必要があります。
- 一部海域でCODの環境基準が未達成のため、環境基準達成に向けた対策を進める必要があります。あわせて、富栄養化の主要な原因物質である窒素及びりん（栄養塩類）について、海域ごとの状況に応じた水質管理に取り組む必要があります。
- 一部の地域で有害物質による地下水汚染が認められることから、地下水の利用状況等を把握し、引き続き水質監視を実施するとともに、必要に応じて汚染防止対策を推進する必要があります。
- 環境基準項目に指定されていない要監視項目については、引き続き公共用水域等の測定の実施や、国内外の動向の把握に努める必要があります。
- 地表水、地下水を一体として捉え、環境保全上健全な水循環機能の維持・回復を図る必要があります。
- 県民共有の財産である本県の海岸を大切に保全し、次世代に継承していく必要があります。
- 土壌汚染の可能性の高い土地や土壌汚染に係るリスク情報を適切に把握する必要があります。

【これからの主な取組】

(1)水環境保全対策の推進

① 環境保全上健全な水循環の確保

- 水資源の維持・保全に重要な関わりのある森林や水田・畑地の適切な維持管理、緑化対策の推進、湿地の保全、県土の保水能力の向上、地下水のかん養に努めます。
- 河川の自然浄化機能を維持・向上させるため、必要な河川流量の確保等水環境改善対策を推進します。



- 工場・事業場等における水の循環使用や再生使用、家庭における節水、雨水の有効利用など節水を推進します。
- ② 汚濁負荷の発生形態に応じた負荷の低減
- 市町村が、地域の実情に応じて、下水道、農・漁業集落排水処理施設、合併処理浄化槽への転換等を効率的かつ計画的に整備できるよう支援に努めます。
 - 生産工程の合理化や水利用の高度化、適切な排水処理や維持管理の徹底などにより産業排水に起因する汚濁負荷量の管理を推進します。
 - 浄化槽の適正な維持管理に向けた啓発・指導を強化します。
 - 農業生産現場における効率的な施肥や農薬の適正使用、家畜ふん尿の適正処理等の指導徹底により、農業生産に起因する水質汚濁物質の排出抑制を図ります。
 - 養殖漁場の環境改善を図るため、富栄養化した漁場の環境負荷の回収や汚濁負荷の少ない飼餌料の使用促進等により、養殖業の環境管理の適正化を推進します。
- ③ 水環境の安全性の確保
- 有害物質に関する情報収集、提供に努め、環境汚染の未然防止を図るとともに、地下水汚染については、汚染原因を究明し、地域特性に応じた適切な対策を進め、健康被害を防止します。
 - 油類の流出、魚類の異常死などの水質事故を未然に防止するため、事業者への指導、啓発に努めるとともに、事故発生時にはマニュアルに基づいて、被害の拡大防止、原因究明、原状回復等必要な措置を速やかに講じます。
 - 高病原性鳥インフルエンザ等の発生により家畜伝染病予防法に基づく埋却処分が行われた際には、埋却地周辺の水質調査を行い、その影響を確認します。また、周辺影響が確認された場合は、早急な対策を講じます。
- ④ 閉鎖性水域などにおける水環境の保全
- 「化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画」等に基づいて、汚濁負荷量の削減対策等の計画的な推進を図り、海域の状況に応じた水質管理を行います。
 - 栄養塩類の管理については、関係機関と連携し、地域における海域利用の実情を踏まえた効果的な取組を検討するとともに、先行事例や最新情報の収集に努めます。
- ⑤ 水環境の監視等の徹底
- 水質汚濁や利水の状況等の変化に応じて環境基準の類型指定や見直し等を実施するとともに、各水域の水質の状況を把握するため、計画的な水質監視を行います。
 - 工場・事業場における排水基準の遵守状況について、計画的に監視するとともに適切な指導を行います。
 - 有害物質等を使用又は貯蔵する工場・事業場については、適正な使用・保管管理、地下浸透の防止等を監視・指導します。
 - 有害物質等による地下水汚染を防止するため、地下水の計画的な水質監視を行います。



⑥ 水環境の保全に関する調査研究の推進

- 公共用水域及び地下水の水質に係るデータベースを活用し、データ解析・調査研究を推進することにより、水環境保全に係る施策の立案や環境影響評価等に活用します。
- 環境基準項目に指定されていない要監視項目等については、国内外の動向を把握し、最新の科学的知見の収集に努めます。

(2)豊かな水環境の推進

- 良好な景観の形成や生態系の保全など、環境との調和に配慮した農業水利施設の整備及び多自然川づくり^{*}を推進します。
- 行政、NPO、自治会、漁協関係者、企業など県民総参加による海岸クリーンアップ活動（海岸漂着物の回収・処理等）や川岸、まちの中での清掃活動を推進します。
- 閉鎖性海域である瀬戸内海に面している本県の特性を考慮して、本県のみならず、瀬戸内海沿岸各県との包括的な連携により、海洋プラスチックごみの削減を図ります。



県民参加による臼杵市佐志生地区海岸清掃活動の様子

(3)土壌環境保全対策等の推進

- 土壌汚染の可能性の高い土地の把握や汚染原因者を特定するための情報（土壌汚染リスク情報）の収集・整理に努めます。
- 土地の掘削や土砂等のたい積行為の際には、土壌汚染及び水質汚濁の防止に努めるとともに、宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）の施行に伴う関係規定の改正等を見据えながら、災害発生の未然防止に努めます。
- 関係機関と連携し、不適正な土砂等のたい積行為を監視するとともに、土壌の汚染や水質の汚濁等の未然防止に努めます。
- 土壌汚染が確認された場合は、汚染の実態に応じて、土壌の浄化や除去、地下水のモニタリングなど、適切な対策の実施に努めます。
- 有害物質による汚染の実態を把握するため、地下水及び土壌について監視体制等の充実を図ります。



- 有害物質を使用及び貯蔵する施設について、漏えい防止対策の指導を強化し、土壌汚染の未然防止に努めます。

指標項目	単位	基準年度	目標値	
		R5	R10	R15
河川環境基準達成率	%	93.0 (R4)	100 (R9)	100 (R14)
海域環境基準達成率	%	94.7 (R4)	100 (R9)	100 (R14)
海岸清掃参加者数	人	17,489	18,750	20,000



5 化学物質等に係るリスクコミュニケーション

【現 状】

◆化学物質による環境汚染

私たちの身の回りには、様々な化学物質を用いて製造されており、化学物質は私たちの生活に必要不可欠なものとなっています。化学物質の中には、その製造、流通、使用、廃棄の各段階で適切な管理が行われない場合や焼却などに伴って発生する場合などに環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響を及ぼすものがあります。

これらの化学物質の中には、有害性等に関する情報が少ないものが多く、環境への影響について幅広い視点からの配慮が必要です。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律におけるPRTR制度^{*}に基づいて届出された令和4年度の県内における対象化学物質の排出量・移動量は、3,133 t／年でした。

また、大気降下物及び大気浮遊じん中の放射性物質の検査を実施するとともに、大気環境中の放射線量等の監視を行っています。

【課 題】

- 化学物質の排出量・移動量、使用実態を把握し、リスクコミュニケーション^{*}を進めるとともに、環境汚染を未然に防止する必要があります。
- 化学物質による環境汚染を防止するため、広域的な監視を行う必要があります。
- 放射性物質等に対しては、継続した監視を行う必要があります。

【これからの主な取組】

(1)環境リスクの低減及びリスクコミュニケーションの推進

- 化学物質を使用する事業所における環境安全体制の整備、化学物質の使用法の改善、事故時の措置等について指導の充実を図ります。
- 化学肥料や農薬の適正使用を徹底し、また、化学農薬のみに依存しない総合的な病害虫管理体系（総合防除）を導入することにより、農業生産現場における化学物質の排出抑制を図ります。
- PRTR制度に基づいて、化学物質の移動量・排出量を的確に把握するとともに、得られたデータを県民にわかりやすく提供します。
- 化学物質について、事業者による県民とのリスクコミュニケーションを促進します。

(2)環境監視と調査研究の充実

- 化学物質の実態を把握するため、環境監視に努めます。



- 国などとの連携のもと、化学物質の有害性や汚染機構の解明に努めます。

(3)放射線の監視体制の充実

- 大気環境中の放射線量の常時監視を実施するとともに、県民への情報提供に努めます。
- 定期的に大気降下物、大気浮遊じん及び飲料水中の放射性物質等の検査を実施し、県民への情報提供に努めます。



第4節 豊かな自然の保全と活用



1 生物多様性の保全・回復の推進

【現 状】

◆豊かな自然

本県は、北に周防灘、東は伊予灘、豊後水道及び日向灘の海域を臨み、西と南を英彦山系・津江山系、くじゅう山系及び祖母・傾山系の山岳地帯に囲まれています。地形が複雑で山地が多く、平野は比較的少なく、県土の71%が森林に覆われています。

山地では、広大な草原を山すそに持ち九州の屋根と呼ばれるくじゅう火山群や由布・鶴見火山群、修験・修業の山である英彦山、急峻な尾根の連なる祖母・傾山系がその代表であり、これらの山地を流れ下る水流は、渓谷や瀬を刻み、多くの河川となって豊富な水の恵みを私たちにもたらしめています。

海岸部は、北部は遠浅の周防灘、中央部は波穏やかな別府湾、南部はリアス式海岸の日豊海岸と変化に富んでおり、山地が海岸に迫っているなど特徴的な地形が気候にも影響し、比較的多くの気候区に分かれます。

このように地形・地質が複雑なうえ、気候も変化に富んでいることから、多様な植生分布がみられ、動物相も豊富です。

本県は、こうした豊かな自然と生物多様性を利用して、農林水産業を始め多くの産業を発展させ、多様な気候や地理的特性のもとで地域色豊かな文化を育むなど、自然の恩恵を受けて生活を営んできました。

一方で、国内外から持ち込まれた外来種や経済活動に伴う開発、地球温暖化などの地球環境の変化といった様々な要因により貴重な動植物の減少がみられています。県内の絶滅のおそれのある野生生物リストの見直しを行い、2021（令和3）年度に「レッドデータブックおおいた2022」としてまとめ、公表したところですが、この約10年間で11種の絶滅と絶滅のおそれのある種140種の増加が確認されており、本県の豊かな自然と生物多様性を危うくする状況が認められます。

また、一部の野生生物が生息環境の変化により減少する一方、農山漁村地域の過疎高齢化や人口減少による人間活動の低下に伴い、イノシシ、シカ等の野生鳥獣の生息環境が拡大し、農林水産物被害が後を絶たないなど、人の暮らしとの軋轢の解消が大きな課題となっています。

野生鳥獣による農林業被害は、営農意欲の減退、耕作放棄地・離農の増加につながり、さらには森林の下層植生の消失等による土壌流出、希少野生植物の食害等の被害をもたらすなど、農山漁村や生態系に深刻な影響を及ぼしています。

このような現状から本県における野生鳥獣の適正な保護・管理に資するため、特定鳥獣管理計画や有害鳥獣捕獲許可基準等を盛り込んだ「第13次鳥獣保護管理計画（令和4～8年度）」に基づき、野生鳥獣の保護・管理を進めるとともに、鳥獣被害防止特別措置法に基づき、野生鳥獣に



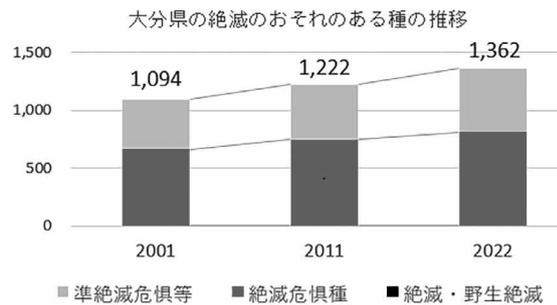
よる農林業等に係る被害防止対策の取組を総合的に支援しています。

2030（令和12）年までに生物多様性の損失を止め、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ（自然再興）」の考え方を含む新たな世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されたことを踏まえ、国は、令和5年3月、2030年のネイチャーポジティブの実現を目指し、「生物多様性国家戦略2023-2030」を策定し、生物多様性や自然資本を守り、持続的に活用するための取組を進めています。本県においても、令和6年3月に「第3次生物多様性おおいた県戦略（2030-2030）」を策定し、「大分県版ネイチャーポジティブ」の実現に向けた生物多様性の保全に係る総合的な取組を進めます。



大分県のミヤマキリシマを代表するくじゅう連山

【大分県の絶滅のおそれのある野生生物の推移】



◆自然公園等

本県は、県土面積の約28%が**自然公園**^{*}に指定されるなど、豊かな自然環境に恵まれており、阿蘇くじゅう国立公園など2つの国立公園、耶馬日田英彦山国定公園など3つの国定公園、国東半島県立自然公園など5つの県立自然公園を合わせた面積は約17万4千haです。他にも、6つの地域を**自然環境保全地域**^{*}に、2つの地域を**自然海浜保全地区**^{*}にそれぞれ指定し、自然環境・景観を保全するとともに適正利用の推進を図っています。

また、自然公園の適正な保護及び利用の増進を図るため、自然公園を取り巻く社会環境等の変化に応じた公園区域や公園計画の見直しが必要です。



【自然公園等の配置図】



【自然公園の面積】

※県土面積634,073.0ha、うち自然公園の割合27.6%

名 称	面 積 (ha)	名 称	面 積 (ha)
阿蘇くじゅう国立公園	18,649.0	国東半島県立自然公園	15,132.8
瀬戸内海国立公園	2,933.0	豊後水道県立自然公園	8,271.5
国立公園 計	21,582.0	神角寺芹川県立自然公園	10,065.5
耶馬日田英彦山国定公園	74,772.5	津江山系県立自然公園	16,246.0
祖母傾国定公園	10,240.0	祖母傾県立自然公園	14,124.0
日豊海岸国定公園	4,293.8	県立自然公園 計	63,839.8
国定公園 計	89,306.3	合 計 (A)	174,728.1

(令和6年3月31日現在)

【自然環境保全地域指定状況】

名 称	面積 (ha)	うち特別地区 (ha)
大分県武多都自然環境保全地域	3.3	1.8
大分県小城山自然環境保全地域	3.36	1.62
大分県霊山自然環境保全地域	2.8	2.8
大分県湯山自然環境保全地域	3.9	3.9
大分県丸山自然環境保全地域	1.7	1.7
大分県堂迫自然環境保全地域	1.1	1.1

【自然海浜保全地区指定状況】

名 称	海岸線延長 (m)
富来浦自然海浜保全地区	約1,000
中越自然海浜保全地区	約 500

(令和6年3月31日現在)

◆日本ジオパーク、ユネスコエコパーク、世界農業遺産

本県には、火山の噴火やプレートの移動などの地球活動によってつくられた貴重な地形や地質が数多く存在しています。中でも特に特徴的な地形・地質が見られる姫島村と豊後大野市の2地域は、それぞれ「おおいた姫島ジオパーク」「おおいた豊後大野ジオパーク」として、平成25年に日本ジオパークに認定されました。

また、原生的な天然林が多く残る祖母・傾山系は、山の高さに応じ、暖温帯から冷温帯までの幅広い植生を見ることができ、ニホンカモシカや日本列島の成り立ちを表すとされる「ソハヤキ要素」の植物など、貴重な生態系を育む地域として、平成29年にユネスコエコパークに登録されました。

このほか、国東半島宇佐地域は、クヌギ林とため池の農林水産循環により育まれた景観や豊かな生物多様性などが認められ、平成25年に世界農業遺産に認定されました。伝統的な農業とそれに関わりつくられた文化や景観の中で生物多様性は守られています。

◆おおいたの重要な自然共生地域等

新たな環境保全の取組として、平成28年度に生物多様性の保全などに関する専門家等の有識者による検討委員会を設置し、自然の恵みをもたらす生物の多様性豊かな自然環境が保たれた法的規制がない又は弱い地域の中から、生物情報などが整理できた地域を「**おおいたの重要な自然共生地域***」として選定し、公表しています。地元住民等に地域の特徴や生き物の情報・重要性などその地域のすばらしさを啓発するとともに、地域が主体となった保全活動等に対する支援を行うなど、選定地域の保全・啓発活動の活性化に取り組んでいます。

また、国では、2030（令和12）年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全



しようとする30by30目標を達成するため、「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている地域」を「**自然共生サイト***」として認定する制度を令和5年度にスタートさせました。

◆自然景観

本県は、山岳、森林、草原、湿原、河川、海岸等の豊かな自然に恵まれており、生物多様性が豊かな地域である祖母・傾・大崩ユネスコエコパークや、姫島村や豊後大野市のジオパークに代表される学術的にも価値の高い地形・地質が多く存在するなど、個性的な自然景観の宝庫です。草原では人の手により野焼きが行われ、目に鮮やかな緑に覆われた大地がつくられており、別府市の内成棚田など急峻な地形を利用した棚田は、人の暮らしから生まれた美しい風景です。

このように、本県の自然景観は、恵まれた自然のみならず、それを素材として、私たちの営みから創られ、先人から綿々と受け継がれてきたものでもあります。

しかし、経済社会の変化とともに地域の開発が進み、都市部への人口流出や大規模な再エネの導入などにより、守るべき景観が損なわれようとしています。

◆森林保全

本県の森林面積は、令和3年度末において、約45万1千haで、県土の71%を占めており、そのうちの89%は民有林です。令和3年度末では、民有林のスギ蓄積量が全国第4位となるなど、全国有数の林業県となっています。

森林は、循環型資源である木材等を生産する経済的な機能のほかに、水源のかん養、災害の防止・県土の保全、環境保全などの多様な機能を持っています。また、近年は二酸化炭素の吸収源として地球温暖化防止に果たす役割が注目されています。これら森林が持つ多面的機能を高度に発揮させるために、地域の森林の実情を踏まえ、多様な視点から適正に管理していくことが大切であることから、県では、**大分県森林環境税***を活用し、再造林などを促進するとともに、森林を県民共通の財産としてとらえ、県民一人ひとりが森林を支えていく「**県民総参加の森づくり**」を推進しています。

また、水源のかん養等公益上特に重要な機能を果たしている森林を保安林に指定（民有林面積の3割にあたる12万3千ha）しており、伐採等を制限するなど森林の保全に努めています。

さらに、次世代を担う子どもたちに対して森林・林業教育を推進するために、森に触れ・親しむフィールドとして、身近な森林を活用するとともに、特別保護樹木・樹林等について保全活動を推進しています。

【課題】

- 県民共有の財産である豊かな自然を将来に継承するため、県民が誇れる優れた自然環境、自然景観を保全するとともに、優れた自然が残る地域は、長期的な保全のための仕組みづくりが必要です。
- 土地利用にあたっては、地形・地質の特性に応じた環境保全対策を講じるとともに、地域の環境を適正に保持する必要があります。



- 開発や経済活動による**自然植生**^{*}、野生動植物への影響を極力防止し、豊かで多様な生態系を保全する必要があります。
- 太陽光発電などの再エネの導入にあたっては、自然環境や生活環境、生物多様性などへの影響だけでなく、景観や文化財など地域の特性に配慮した事業となるよう指導を行う必要があります。
- イノシシ、シカ等生息頭数が増えすぎた野生鳥獣については、生物多様性を確保するとともに、農林水産物に対する被害を軽減するため、特定鳥獣管理計画に基づき、適正な管理を行う必要があります。
- 農山村地域の人口減少が進む中、農林業被害を与えるイノシシ、シカ等を寄せ付けない集落環境の維持と防護柵の維持管理などを行っていく必要があります。
- 絶滅のおそれのある種や特定の環境でしか見られない動植物の保護のための施策を講じる必要があります。
- 国外及び国内外来種による在来種の生息環境の悪化や、外来種と在来種の交雑による遺伝的かく乱を防ぎ、健全な生態系を維持、回復するため、在来種に影響を与える外来種を防除する必要があります。特に、特定外来生物であるアライグマやオオハンゴンソウなどは、生息・生育域が拡大しており、防除においては、地域での取組を進める必要があります。
- 森林が有する木材生産や水源かん養などの多面的機能を維持・保全するため、地形や経済性等に応じて適切な森林整備を行うとともに、水源かん養や土砂流出の防止などの公益的機能を特に求められる森林については、保安林への指定等により適切な森林保全を図る必要があります。
- 森林の保健休養や森林・林業教育の場等として、「県民の森」等のフィールドを活用して、森林に関する県民の理解を深める取組が必要です。
- 水産動植物を始め、多様な生物の生息・生育場所として重要である藻場や**干潟**^{*}を保全するとともに、自然海岸の減少、汀線^{ていせん}の変化及び陸域・海域由来のごみによる沿岸海域の環境悪化がみられることから、海岸環境の保全を図る必要があります。
- 多くの県民や企業が自然への理解を深め、地域の自然保護の担い手となるよう、自然を保護する意識の醸成を図り、環境保全活動への参加を促進していく必要があります。
- 自然を守り、育てるためには、専門性が高く、熱意や機動力があり、自然観察会や保全活動など地域に根ざした活動を行っているNPOとの協働を推進する必要があります。

【これからの主な取組】

(1)自然公園等の保護・保全

① 自然公園の保護

- 自然公園法及び大分県立自然公園条例に基づく規制や指導を徹底し、自然公園の優れた風致景観の保護に努めます。
- 自然公園指導員の適正配置を推進し、自然公園の適正利用、動植物の保護、美化清掃、事故防止等についての普及・啓発に努めるほか、自然保護活動を行うNPOと協働し生物



多様性の保全を図ります。

② 自然環境保全地域・自然海浜保全地区の保全

- 法令に基づく規制や指導を徹底し、自然環境保全地域及び自然海浜保全地区の優れた自然の保護・保全に努めます。

③ ユネスコエコパーク、日本ジオパーク、世界農業遺産

- 「保護と利用の好循環」の実現が図られるよう多様な地域資源を活用した地域づくり、エコツーリズムを推進します。

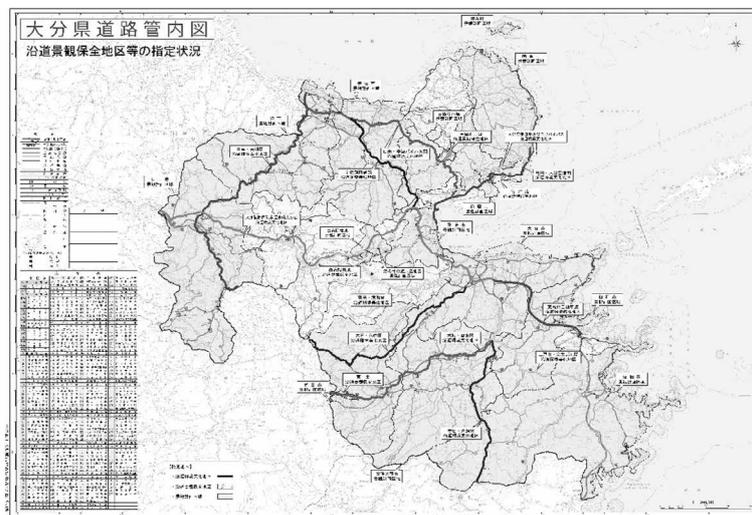
④ おおいたの重要な自然共生地域等の保全

- おおいたの重要な自然共生地域の選定拡大を図ります。
- 啓発案内看板の設置等により、生物情報や保全活動などについて県民への周知を図るとともに、保全活動等が持続可能なものとなるよう支援します。

(2)自然景観の保全

① 優れた自然景観の保全

- 優れた自然景観を呈する地域は、自然公園や自然環境保全地域、自然海浜保全地区、沿道景観保全地区、沿道環境美化地区^{*}、天然記念物等に指定し、適正な規制や指導に努めます。
- 地域の特色ある自然景観の保全と創出が図られるよう、**景観行政団体**^{*}である市町村への支援を行います（令和2年3月に県内全ての市町村が景観行政団体へ移行済）。
- 適正な土地利用を誘導し、自然災害の防止を図ります。
- 太陽光発電などの再エネの導入にあたっては、環境影響評価法や大分県環境影響評価条例及び各種のガイドライン等に基づき、自然環境や生活環境、生物多様性などへの影響だけでなく、景観や文化財など地域の特性に配慮した事業となるよう指導します。
- 草原や湿原の環境を維持し、景観保全に資する「野焼き」を地域の様々な団体と連携して、支援していきます。



沿道景観保全地区等の指定状況



② 無秩序な土地利用の抑制

- 採石法に基づき、岩石の採取に伴う災害の防止を図るため、周辺の自然環境と調和のとれた採掘方法や採掘跡地の緑化などの指導に努めます。
- 自然公園の区域や希少野生動植物、温泉の分布などの環境情報を広く提供することにより、地域の環境に配慮した土地利用になるよう努めます。
- 森林法に基づく林地開発の申請については、事業者に対して、地元と環境の保全に関する協定を締結する等の指導を行うとともに、土砂の流出や崩壊を発生させるおそれがないかなど、慎重かつ適正に審査します。

(3)多様な生態系の保全

① 野生動植物との共生と保護体制の整備

- 鳥獣の保護を図るため、「**鳥獣保護区***」を指定するとともに、保護区域内に鳥獣の生息地を保護するため「**特別保護地区**」を指定します。
- 生息数の増加により、農林作物等への被害や生態系への影響が大きくなっている野生鳥獣については、通年での有害鳥獣捕獲や認定鳥獣捕獲等事業者制度を活用した捕獲を進めるなど適正な個体数管理を行い、人と鳥獣との共生に向け取り組みます。
- イノシシ、シカ等の野生鳥獣による農林作物等への被害を防ぐため、鳥獣被害防止特別措置法等に基づき、鳥獣の餌場や隠場をなくす「**集落環境対策**」、防護柵等の設置による「**予防対策**」、そして「**捕獲対策**」による総合的な被害対策の取組を支援します。

② 野生動植物の生息・生育環境の保全及び生態系ネットワーク*化

- 希少野生動植物の行動域や繁殖地を始め、渡り鳥の飛来地、水生生物が生息する水辺、自然植生の分布地域やその周辺地域など、野生動植物の種の存続に重要な地域とそこで育まれる豊かな生態系の保全に努めます。
- 開発事業の実施にあたっては、事前調査を十分に実施し、生態系の保全に配慮するとともに、在来種による生息・生育空間（**ビオトープ***）の復元や創出が図られるように努めます。
- 森、里、川、海等保全すべき自然環境や自然条件を有している地域・生態系を有機的につなぎ、動植物の生息・生育環境が孤立しないような生物多様性の維持・形成に努めます。

③ 絶滅のおそれのある野生動植物の保護

- 大分県希少野生動植物の保護に関する条例により、絶滅のおそれのある種や、特定の環境でのみ生息・生育している種の保護対策の充実を図ります。
- 絶滅のおそれのある野生動植物の現状について調査を行うとともに、指定希少野生動植物の生息・生育状況等についてモニタリングを行い適正な保全につなげます。
- 自然保護活動を行っている専門家や野生動植物の研究者などを「大分県希少野生動植物保護推進員」に委嘱し、希少野生動植物の保護や啓発、調査などを進めます。



指定希少野生動植物サクラソウ



指定希少野生動植物ニホンカモシカ

④ 特定外来生物の防除

- 自然環境への影響が大きい国外及び国内外来種の生息・生育状況を把握し、市町村やNPO等と連携して効果的な防除に努めます。特に、絶滅のおそれのある種への影響が懸念される地域については、重点的な防除に努めます。
- 生態系や人の生命・身体や農林水産業へ被害を及ぼし、又はそのおそれがある特定外来生物については、積極的な防除に努め、ホームページなどを活用して種ごとの情報を県民に広く情報提供するとともに、専門家の派遣等により、市町村や地域への支援を進めます。
- 生息域が拡大しているアライグマは、国や隣接県と連携を図り、効果的な防除体制を構築します。



特定外来生物アライグマ



特定外来生物ヒアリ

⑤ 調査研究の推進

- 野生動植物の生息・生育状況等に関する学術調査を実施し、生物多様性の保全に関する調査研究を推進し、希少な野生動植物が生息・生育する特に保全が必要な地域の選定を始め、新たな保護施策の取組につなげていきます。

(4) 森林の保全

① 森林の保全・整備と適正利用の推進

- 原始的な森林地域を自然環境保全地域に指定するなど、野生動植物の生息・生育する豊かな森林の保全に努め、地域森林計画に即した適正な森林整備を推進します。
- 木材生産を効率的に行える林地かどうか判断し、緩・中傾斜地を中心とした木材等生産



機能を重視する森林を「生産林」、公益的機能を重視する森林を「環境林」に区分し、目的に応じた森林に誘導します。

- 「県民の森」等において、自然体験や環境学習の場として森林を利活用できるように適切な環境整備を推進します。

② 森林の公益的機能の維持・増進

- 保安林の適正な管理や荒廃した森林における治山施設の整備等により、森林が有する公益的機能の維持・増進を図ります。
- 森林法に基づく林地開発の申請については、事業者に対し、地元と環境の保全に関する協定を締結する等の指導を行うとともに、土砂の流出や崩壊を発生させるおそれがないかなど、慎重かつ適正に審査します。

③ 大分県森林環境税の税収の有効利用

- 大分県森林環境税を活用し、所有者の自主的な森林管理を支援することで、森林資源の循環利用の推進、森林・林業教育や森林ボランティア活動の促進等に取り組み、自然豊かな大分の魅力を育む持続可能な森づくりを推進します。

(5)水辺の保全

- 多様な動植物の生息・生育場所として優れた自然が残されている溪流や湖沼などの保全に努めるとともに、河川の整備にあたっては、多様な動植物の生息・生育環境を確保し、**親水機能***に配慮した多自然川づくりの取組を推進します。
- 海岸の整備にあたっては、国土の保全とあわせて、野生動植物・水生生物などの生態系に配慮するとともに、親水機能を考慮し、うるおいのある海辺空間の創出に努めます。
- 漁港区域等の水質浄化を通じて、漁村の生活環境の改善と海岸環境の保全に努めます。
- 水産資源として有用な動植物を始め、多様な生物の生息・生育場所として重要な藻場や干潟などの保全に努めます。

(6)生物多様性を支える基盤づくり

- 生物多様性の価値とその保全の必要性、自然環境を利用する上でのマナーなどについて県民や企業の自然環境への理解を深め、NPOなど様々な主体が行う保全活動、自然観察会等への積極的な参加を促すなど、長期的及び継続的な取組を進めます。
- 農林漁業者に対し、**GAP***や環境保全型農業など食料生産と生物多様性を両立する優良事例を紹介し、取組拡大を推進します。
- 企業版ふるさと納税や寄附制度などによる企業の自然環境保全活動を進めるとともに、企業に向けた「ネイチャーポジティブ」の普及・啓発を行います。
- 県内の貴重な自然史標本の散逸等を防止するため、標本の収集を進めます。



指標項目	単位	基準年度	目標値	
		R5	R10	R15
自然公園指導員の委嘱数	人	65	69	71
NPOとの協働による生物多様性保全活動の実施件数	件	111	111	111
おおいたの重要な自然共生地域の選定数（累計）	件	28	33	38
鳥獣保護区特別保護地区の面積	ha	658	658	658